

風水害、地震等の非常変災時の扱いについて

①午前7時の時点で、大阪府下のいずれかの地域に「暴風警報」「暴風雪警報」もしくは「特別警報」が発令中で、午前10時までに解除された場合は、午前中の授業を中止し、午後の授業を実施する。また地震に係わる「警戒宣言」が発表されているときも同様とする。

その際の時程は以下の通りとする。

13:10～13:20 SHR

13:20～14:10 5限目の授業

14:20～15:10 6限目の授業

15:20～15:30 SHR

②午前10時の時点で、引き続き大阪府下に「暴風警報」「暴風雪警報」もしくは「特別警報」が発令中の場合は、臨時休業とする。また地震に係わる「警戒宣言」が発表されているときも同様とする。

③非常変災により、午前7時の時点から午前 10 時時点の間に、次のいずれかが発生した場合は、午前中の授業を中止し、午後の授業を実施する。(時程は、①の通り)。

1. JR大阪環状線が外回り内回りともに運休した場合

2. 学校所在地(大阪市生野区)において、大阪市(危機管理室)が発令する河川氾濫の警戒レベル3、警戒レベル4が発令した場合

午前10時の時点で、上記が引き続き継続されている場合は、臨時休業とする。

風水害、地震等の非常変災時の扱いについて(午前中授業)

①午前7時の時点で、大阪府下のいずれかの地域に「暴風警報」「暴風雪警報」もしくは「特別警報」が発令中の場合は、午前中の授業を中止とする。午前10時までに解除された場合は、午後からは、登校できます。また地震に係わる「警戒宣言」が発表されているときも同様とします。

②午前10時の時点で、引き続き大阪府下に「暴風警報」「暴風雪警報」もしくは「特別警報」が発令中の場合は、臨時休業とする。

また地震に係わる「警戒宣言」が発表されているときも、臨時休業とする。

③非常変災により、午前7時の時点から午前 10 時時点の間に、次のいずれかが発生した場合は、午前中の授業を中止し、午後からは登校できます。

1. JR大阪環状線が外回り内回りともに運休した場合

2. 学校所在地(大阪市生野区)において、大阪市(危機管理室)が発令する河川氾濫の警戒レベル3、警戒レベル4が発令した場合

午前10時の時点で、引き続き全面運休の場合は、臨時休業とする。

※なお、別途大阪府教育庁より府立高等学校について休業等の指示がある場合は、その指示通りとします。